

墨田区立東吾嬬小学校 いじめ防止基本方針

校長決定

1 はじめに

文部科学省では、いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義している。

本校では、「学び友遊」の教育目標のもと、社会性や協調性等の伸長のために、児童が多くの人と関わりをもつ機会を多く設定し、全ての児童が思いやりの心を大切にし、安心して学習やその他の活動に取り組めるような教育活動を展開している。

一方で、全ての教職員が「いじめはどの学級にも、どの児童にも起こり得る」との認識に立って指導を行っている。そのような認識のもとに、学校の内外を問わずいじめを根絶することを目的として、「墨田区いじめ防止対策推進条例」等に基づき、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、児童等の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。
- (2) 全ての児童等が「やさしさ」や「思いやり」の心を大切にし、児童一人一人の安心・自信・自由を保障するものである。
- (3) いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、いじめ発見に全力で取り組む。また発見した場合には、迅速かつ慎重に組織で対応する。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関と密に連携を図るものとする。

3 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。また児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する。

② 所掌事項

本委員会は、次に掲げる項目について協議する。

- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③ 本会議

校内委員会の中に組織を置き、毎月1回定例会議を行う。また、必要に応じて臨時会を開く。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、いじめ担当教諭、スクールカウンセラー、校長が必要と認める者

⑤ 実務部会

学校いじめ対策委員会の運営を円滑に進め、いじめ行為とその影響等の改善を速やかに図るため、校長、副校長、生活指導主任、いじめ担当教諭から構成する実務部会を置く。実務部会は、いじめの疑いのある事案を学校が把握した場合速やかに校長が招集し、必要な情報等を収集し、事案対応の方針を決定する。以降、必要の都度開催し、本会議との連携により、事案の迅速な解決を図る。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関のための組織を設置する。

② 所掌事項

- 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、PTA会長、学校運営連絡協議会委員

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学校全体に、いじめは絶対に許さないという風土を醸成させる。
- ② 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを起こさない態度・能力の育成を図る。
- ③ いじめ防止のための公開授業等の、児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を発信できるような取組を推進する。
- ④ 必要に応じて個別に家庭訪問を行い、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ⑤ 学校日より等に、毎月10日の「すみだいじめ防止の日」を記載するなど、児童・保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ⑥ 東吾嬬小学校 SNS ルールを策定し、児童・保護者に周知する。

(2) 早期発見のための取組

- ① 児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能を強化する。
- ② 定期的な状況調査・教育相談等の実施により、早期のいじめ実態把握及び児童がいじめを訴えやすい環境を整備する。
- ③ 生活指導に関する研修会を実施し、校内のいじめに関する情報を共有する。また、生活指導に関する研修会にスクールカウンセラーが参加し、教職員がいじめへの専門的な対処方法を理解できるようにする。
- ④ 保健室や相談室及び電話相談窓口からの情報収集体制を整備する。
- ⑤ いじめ対策委員会の内容を教職員全体で情報を共有する。
- ⑥ スクールカウンセラーによる全員面接を計画的に行う。

(3) 早期対応のための取組

- ① 学校・家庭・地域の連携のもと、いじめに対する危機意識を高くもち、組織的に解決するための内体制を構築する。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ③ いじめられた児童が、落ち着いて授業を受けられる環境を確保する。
- ④ いじめを行った児童に対する毅然とした指導を徹底する。
- ⑤ いじめを黙認（傍観）していた児童への指導を徹底する。
- ⑥ いじめを受けた側の保護者への説明と支援・助言を行う。
- ⑦ 保護者会等における情報を共有する。
- ⑧ 教育委員会への報告及び関係機関との連携を図る。
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携を図る。

(4) 重大事態への対処

- ① いじめられた児童の安全を確保する。
- ② いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ③ 関係機関や専門家等へ相談し、連携して対処する。
- ④ 「出席停止」も視野に入れて対処する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について、警察と連携する。

6 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会等において、全教職員に学校いじめ基本方針を徹底させる。
- (2) 年3回実施する生活指導研修の際に「いじめ防止研修」を同時に実施する。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 月に1回開催するPTA役員会において、いじめ防止に関する取組の啓発を図る。
- (2) 学校便りや学年通信等により、啓発活動を実施する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、区子育て支援総合センターとの連携を図る。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会やPTAへ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合には、警察との連携を図る。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学年末に、いじめ防止対策について、全校児童及び保護者による評価を実施する。
- (2) 学年末に、いじめ防止対策について、学校運営連絡協議会委員による評価を実施する。
- (3) 上記の学校評価をもとに、毎年必要に応じて基本方針の改善を行う。